

続きまして、3番議員、青木徹君。

〔3番 青木 徹君登壇〕

○3番（青木 徹君） 傍聴様のたくさんいる中で質問させていただくこと、感謝しております。

それでは、議席3番の青木徹です。議長のお許しをいただいて、大きくは教育関連と農業関連と建設関連について、3項目を通告に従い質問をいたしたいと思います。

質問に先立ちまして、少しお話しさせていただきますと、子供たちは長い夏休みが終わりまして、新学期が始まりました。たくさん出された宿題を残りわずかな夏休みを利用して、何とか間に合わせたことだろうと思います。そんな記憶が自分にもございます。もちろんそんな子たちばかりではないだろうと思いますが、それはそれでどこか長い緊張感のない休みで、だらけた気持ちを引き締める上で宿題も必要であるとは私は思います。しかし、世間ではそんな宿題の代行業があると聞きました。結構人気があると聞いておりますが、宿題のあり方、考え方はさまざまあると思いますが、少し考えさせられます。

そんな折、茨城県の9月定例会において、95億円にも上る補正予算が示されました。その中に教育振興基金として1億2,000万円の補正が組み込まれたことが公表されております。主に理科教育の底上げを目的とされているようです。皮肉にも理科教科には長期の夏休みを利用した実験などもあると思います。時代も変わってきているとはいえ、成績を上げようとするならば、世間の考え方も考慮していかなければいけないのかもしれないかもしれません。

国のほうでは新安倍内閣が発足いたしまして、地方創生大臣に石破さんが任命されました。具体的に何をするのか示されておられません、本人も発言されていますとおり、従来の公共事業の延長するつもりはないと明言されています。要するに、ばらまき型の公共事業は行わないということだと思えます。だとすれば、本当に必要な道路であること、建物であることを一生懸命に訴えていかなければいけなくなったのだと思われれます。茨城県の補正の95億円のうち、国道293号線、354号線の整備などの土木関係事業に85億円が充てられるとあります。今回の質問の中にもありますが、農業関連の米価下落に対応する何かを示されないことは、生産者の一人としても大変残念ではあります。地方創生大臣の石破さんであれば、いずれそんなことも盛り込んで話が伺えるとは思っておりますが、地方自治体の立場として、圏央道建設における生活道路の消失問題とともに、真剣に取り組んでいかなければならないと思ひまして、今回質問させていただくものです。

それでは、質問の内容に入らせていただきますが、1つ目の教育関連についてですが、やはり私はPTAから教育委員をやっていたということもあって、興味深く思っていることでもあります。境町が新たに教育長を迎えるに当たって、とはいえ、数カ月過ぎておりますが、この議会において特定の内容でお話をしていないのかなと思ひまして質問するものであります。

まず、1つ目の質問は、地方教育関連法の改正に伴う教育長が委員長の職を兼ねることに対する教育長の考え方を伺いたいといたしました。以前より教育委員会が形骸化していることは、さまざまな

ところで指摘されておりました。ですが、実務的には今まで進めていくことでも問題はなかったのかなと、少し早急だったのかなと私は思ったりしています。自治体によっては、もちろん人口の多い自治体なわけですが、教育委員の人数をふやしたり、任期をそれぞれ2年、3年、4年と変えて対応しているというお話を聞いています。教育長の仕事も責任もふえて、大変ではないかと思ひ、質問させていただきました。教育長のご意見をお聞かせください。

2つ目は、小中一貫教育に対する教育長の考えを伺いたいといたしました。小中一貫校の質問は以前にもしました。境町において実現性は少ないのかなと感じておりますが、ここで少し私事をお話させていただきますと、私は教育のための教育を受けていない上で教育委員を引き受けたせいもありまして、講演会を拝聴したり、さまざまな資料を集めて学んできたつもりですが、やはり限界がありました。保護者枠ということでしたので、そこまで考えずともよかったのかもしれませんが、それが性分というものでしょうか、やはり考えさせられました。

そこで、子供のころを振り返りますと、私小学校の分校出身であるということ、それから3年置きに環境が変わる教育を受けてきたことなどを考えて、それをベースに教育を考えていこうと思ひました。過去の経験から鑑みて、いじめなどは中1ギャップが原因でも起こります。環境の変化に対応できずに成績が落ちてしまう子もおります。そこで、小小連携や小中間の連続性を深める取り組みを行うことが解決策になるように思ひ、以前より訴えてまいりました。境町でも幾つか取り組みは行われているようですが、全国的にも小中一貫校は施設一体型が主流と思ひておりました。しかし、最近では施設分離型などの新しい取り組みが行われているようです。特につくば市などは、またそれと違った取り組みが行われているようではありますが、詳しくご存じでしたらあわせてご紹介いただきたいと思ひています。

3つ目は、道徳教育の教科化に対する教育長の考え方と今後の進め方についてです。「知識は徳に支えられ、徳は知識に支えられ」と、どこかで学びました。新安倍内閣で留任された下村文部科学大臣は、知識偏重を改めるべきで、いじめ問題の背景に徳育の欠如があると以前から明言し、道徳の教科化を通して、民間の出版社が刊行した教科書を教育委員会が採択する仕組みを導入したいと話しております。今でも教科書を利用して、週1時間程度ですが、行われているように聞いておりますが、来年度から恐らく教科化されるであろう道徳教育に対しまして、教育長の見識を伺いたいと思ひます。

道徳に関しては、学習指導要領の中にも盛り込まれているのは存じておりますが、そのため先生方もさまざまな形でずっと以前から取り組んでいると思ひますが、一向に答えが出ないものでもありませんし、非常にデリケートな課題だとも思ひますので、教育長の個人的な見識でも結構ですので、願ひいたします。

4つ目ですが、小学校における英語教育について、民間の事業者の協力を得ている自治体もあるが、境町での取り組みはどうかといたしました。小学校においては、英語を教えたことのない先生が英語指導の担当になる場合もあり、授業中にどんな英語表現をしたらいいのか、どう子供たちを引きつけ

たらいいのか戸惑っているという話を聞いております。そこで、特に小学校の先生方の中には民間の英会話教室や英語の教室に自費で通い、子供たちにどのように教えていったらいいのか、悩んでいる方もいらっしゃるようです。ただし、文部科学省の英語教育関係者においては、国が目指す英語教育の目的や内容をきちんと理解してかかわってくれるとよいが、独自の考えややり方が広まり、趣旨がゆがんでしまうと心配している警戒感を示しているようでもあります。

いずれにしても、私の見解ではありますが、地方の自治体として独自のプランを掲げて英語教育を進めていくことは、子育て世代の定住化においても大変なアピールになるのではないかと考えています。実際、教科化になるまでは時間がかかるようでもありますし、教育長におかれましては、自治体のアピールなどは考える必要がないのかと思いますが、だからこそ聞いておきたい内容だと思って、どうぞ忌憚のない意見をお聞かせください。

続きまして、2項目めの農業関連の質問に入らせていただきます。米価下落に対する町の新たな対策と取り組みは、何か考えているのか伺いたいといたしました。私の今まで訴えてきたことは、余りにも米麦やソバなどの生産者にばかり優遇しているような政策ばかりで、野菜中心の農家にも何か手だてはないものかと聞いてまいりました。しかし、年々米価は下落傾向にあり、ことしにおきましては極端に思います。恐らく最終的には1万円前後になるかと思えますけれども、所得倍増計画を掲げる国の施策が機能していないのではないかと考えられます。そこにおいて町としての取り組みを伺いたいと思います。境町では米の収穫も一段落しております。この時期に質問できることはとてもタイミングのいいことだと思っております。よろしく願いいたします。

さらに続きまして、3項目めの建設関連の圏央道建設における生活道路の消失問題の対策と、住民の納得のいく改善策をお聞かせくださいといたしました。現実には圏央道の建設が進みまして、生活道路の一部がなくなった地域があります。以前にその道路がなくなることの説明は地元住民の方々に当然あったことだと思いますが、実際なくなってみると、結構苦勞されているという話をお聞きします。迂回道路の建設もネクスコ東日本の方々と約束いただいて、相手任せのほうで側道建設がされております。それでも昔からその地域に住んでいる方にとって、ちょっとした違いも不便に感じることもあります。地元の方との話し合いに、町からも出向いていって解決策を探していただきたいと思います。このような質問をさせていただきました。よろしく願いいたします。

最初の質問を終わります。

○議長（関 稔君） ただいまの質問の1項目に対する答弁を求めます。

教育長，増田雅一君。

〔教育長 増田雅一君登壇〕

○教育長（増田雅一君） それでは、議長のお許しを得ましたので、答弁をさせていただきます。傍聴の皆様、よろしく願いをいたします。

それでは、青木徹議員，1項目め、教育関連についてのご質問でございます。まず1点目の地方教

育関連法の改正に伴う教育長が委員長の職を兼ねることに対する教育長の考えを伺いたいにつきましてお答えをいたします。

今般の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正の意義でございますが、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見直し等、制度の抜本的な改革を行うものでございます。

主な改正の内容でございますが、議員ご指摘のとおり、教育長が委員長の職を兼ねること、教育長を地方公共団体の長が議会の同意を得て直接任命すること、首長と教育委員会により構成され、首長が招集する総合教育会議の設置、地方公共団体の長は教育基本法を参酌し、総合的な施策の大綱を定めることなどがございます。

そのような中、本町におきましては、私の任期が平成27年6月30日で満了となることとございますので、来年7月1日から新制度のもとでの教育委員会となるわけでございます。これは県内の市町村の中で2番目、ひたちなか市に次いで2番目に新しい制度に移行するものでございます。また、新制度のもとでは教育長の権限が大きくなることから、チェック機能の強化も求められているところでございます。

私といたしましては、先ほど来出ておりますけれども、急速な少子高齢化の進展、グローバル社会の到来、情報通信技術の発展など、急速な社会の変化に柔軟に対応していくため、一層首長と教育委員会が一体となって、教育行政を強力に推進していくことが重要であると認識しております。

学校教育におきましては、児童生徒の健全な成長のために、学力の向上、体力づくり、心豊かな児童生徒の育成に、それぞれの学校の課題を的確に把握し、スピーディーにその解決を図ってまいりたいと考えております。また、生涯学習関係につきまして、町民一人一人が豊かな人生を送れるような学習機会の提供に努めてまいりたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願いをいたします。

続きまして、2点目の小中一貫教育に対する教育長の考えを伺いたいにつきましてお答えをいたします。国におきまして小中一貫教育は、小中学校が互いに情報交換、交流することを通じ、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指すさまざまな教育であり、小中一貫教育は小中連携のうち、小学校、中学校、9年間を通じた教育課程を編成し、それに基づき行う系統的な教育であると示しているところでございます。県内におきましては、施設一体型といたしまして、水戸市立国田小学校と国田中学校、常陸太田市立里美小学校と里美中学校、つくば市立春日小学校と春日中学校の例がございます。

また、水戸市におきましては、施設隣接型、隣同士でございますが、水戸市立緑岡小学校と緑岡中学校を初めとして3つの小中一貫校がございます。特に施設一体型の小中一貫校におきましては、学校行事等を小中学校合同で行ったり、教員の交流を行ったりするなど、一定の成果を上げているところでございます。私は小中一貫教育は、児童生徒一人一人の個性や能力を一層伸長させることができる

ものと考えており、今後も小中学校が連携し、円滑な接続を行うとともに、9年間の学びの連続性を重視した教育を推進していく必要があると考えております。

さらに、義務教育9年間を見通した教育課程の編成を視野に入れ、まずは児童生徒の学びを支援するという観点から、小中学校が連携して指導を行っている具体的な事例の研究に取り組んでまいりたいと考えております。小学校と中学校の教員が手を携えて児童生徒の学びをつなぎ、成長を切れ目なく見守ることで、学力の向上と豊かな心の育成という2つの大きな課題に取り組んでまいります。また、境町全体の教育力のレベルアップを図るため、高等学校との連携も視野に入れる必要があると考えております。そのため本年7月に実施いたしました平成26年度猿島郡学力向上研修会に、県立境高等学校の校長先生を初め3名の先生方にご出席をいただき、小中高の効果的な接続と学力向上につきまして、ベネッセコーポレーション関東支社長を講師としてお招きをいたしまして、講義やグループ協議などを通して、小中高のリーダー的役割を担う先生方が一堂に会して、中身の濃い有意義な研修を実施したところでございます。

以上、ご理解のほどよろしく願いをいたします。

続きまして、3点目、道德教育の教科化に対する教育長の考え方と今後の進め方についてとのご質問についてお答えをいたします。

道德教育につきましては、平成25年2月、教育再生実行会議が、深刻化するいじめ問題の本質的解決に向けて、道德教育の充実が必要であるとの提言をいたしたところでございます。それを受けまして、平成25年12月に文部科学省、道德教育の充実に関する懇談会が、道德教育が学校の教育活動全体の真の中核として役割を果たすよう、早急に抜本的な改善充実を図ることが必要との報告をしております。

その中で3つほど大きな柱がございます。1つ目は、道德教育の多様な評価方法を検討すること。2つ目といたしまして、道德の時間を特別な教科道德（仮称）として位置づけること。3つ目は、特別な教科道德に、仮称でございますが、検定教科書を導入することが適当であるとのことでございました。さらに、平成26年2月には、中央教育審議会に道德教育の教育課程上の位置づけや道德教育の目標、内容、指導方法、評価及び教員の指導力向上方策や、学校と家庭や地域の連携強化のあり方などを諮問し、本年8月には道德の時間を特別な教科道德（仮称）として位置づけることや、特別な教科道德（仮称）に検定教科書を導入することなどが原案としてまとめられ、本年秋には答申の予定だということでございます。

そのような中、私といたしましては、道德教育は自立した一人の人間として、人生を他者ととともによりよく生きる人格の形成を目指すとともに、教育の根本に据えられるべきものであると考えているところでございます。

一方、道德教育の現状につきましては、理念の共有であるとか、教員の指導力など、多くの面で課題が存在していることも認識しております。また、今後の社会において、道德教育は人間教育の普遍

的で中核的な構成要素であるとともに、その充実は今後の時代を生き抜く力を一人一人に育成する上で非常に重要であると考えております。そのため今年度、全面改正をされました「私たちの道徳」を、道徳の時間を初めとする道徳教育や家庭での教育において十分に活用してまいります。

さらに、教員の研修につきましては、県教育研修センターで実施しております研修に積極的に参加いたしまして、管理職、教員の意識改革や資質向上を図ってまいります。また、子供たちの道徳性の育成には、学校、家庭ぐるみで取り組む必要があることから、PTA、地域社会との連携、協力体制の構築など、社会全体で道徳教育に取り組む気運を高めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

次に、4点目でございます。小学校における英語教育について、民間の事業者の協力を得ている自治体もあるが、境町での取り組みはどうかのご質問につきましてお答えをいたします。

本町の小学校における英語教育につきましては、平成22年度に文部科学省から英語に係る教育課程特例校の指定を受け、学級担任とALT、アシスタント・ランゲージ・ティーチャー、いわゆる外国人の先生の方でございますが。指導者となって先進的に小学校の全学年で週1時間程度実施し、早い段階から英語に親しむ態度を育成しているところでございます。一方、小学校に勤務する教員の中には、英語の教員免許を持たない教員もいることから、必ずしも英語の指導に自信の持てない教員が存在することも事実でございます。

そういった教員の英語力向上のために、本年度から県教育委員会が実施する小学校教員の英語力向上研修に積極的に参加を促しているところでございます。本研修は小学校に勤務する中学校英語教員免許を持たない教員を対象にいたしまして、小学校教員の英語の発音力の向上を目的に実施するものでございます。また、県教育委員会が実施する小学校教員の外国語活動の指導力向上研修を活用し、小学校教員の外国語活動の指導力向上を図ってまいります。本研修の中身でございますが、県が実施する英語教員リーダー育成事業によるハワイ大学研修修了者が、小学校で外国語活動を中心となって推進する教員に対して、外国語活動の効果的指導法などを指導助言し、所属校での研修を通して、小学校教員の外国語活動の指導力の向上を図ろうとするものでございます。さらに、本町におきましては、英語活動の効果的なあり方など、ALTを講師として研修を実施しているところでございますので、何とぞご理解のほどよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（関 稔君） ここで暫時休憩をしたいと思います。

休憩 午前11時53分

---

再開 午後 1時00分

○議長（関 稔君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの答弁に対し、質問ございますか。

青木徹君。

○3番（青木 徹君） 午前中に引き続き質問を続けさせていただきます。

1番目の質問について、教育長の考え方を実際お聞きしたかっただけですので、教育長の考えどおりにやっていただければ結構だと思いますし、これやはりそうなる前に、問題は確かに幾つかありまして、指摘されていること、たくさんありました。それは首長からのトップダウン的な独占的なことになるのではないかと、そういう問題はかなりありました。そうはならないと僕は思っていますし、そのための教育委員会がありますし、こういう形になったことで、やはり皆さんが認識していただければ、教育長、教育委員長が兼任されることは問題ないかなと思います。そこで、委員会の方々の配慮も少し教育長もしていただきたいと思っております。頑張ってくださいと思っていますので、よろしく願いいたします。

2番目の質問なのですが、小中一貫校が境でやはり私は不可能なのかなと思っております。そこで、国の施策として新聞紙面でちょっと紹介がありました。文部科学省は、現在は学校規模適正化関係法令の中で適正規模は、小学校の場合、1学年当たり二、三学級だと、中学校が同じく4から6学級と設定しております。通学の距離は小学校が4キロ以内、中学校が6キロ以内などとしていると。その現行の規定を見直して、通学時間を1時間以内などの案に新たに指針をつくと。人口の減少に対応して小規模校の統廃合をさらに進め、学校運営の効率化や予算の確保、教育の質向上につなげる狙いだとしております。通学時間の案として1時間以内などとしております。要するに統廃合を進める国の施策があるように思われます。

ちょっとここで少し質問にお答えいただきたいのですが、教育長としては、境町に小中一貫校の実現性についてどう思われているか、少し聞きたいのですが、よろしいでしょうか。

○議長（関 稔君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育長。

○教育長（増田雅一君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、質問についてお答えをさせていただきます。

境町における小中一貫校の実現性ということで、つくば市の例を引きますと、施設一体型というのは、先ほどの春日小中学校のみでございまして、あとは全て施設分離型ということで実施しているところがございます。ですから、これから施設云々ということは、なかなか予算上の関係も難しいところがあるのかなというふうに思っておりますが、その教育課程上、先ほど答弁をさせていただきました学びの連続というようなことでは、可能なのではないかなというふうに思っているわけでございます。先ほど議員、質問の中で、いわゆる中1ギャップのところの問題であるとか、そんなことがこれからの教育課程上の学びの連続性を検討しながら、その小学校6年生から中学生にスムーズに移行できるようなやり方というのは、十分できるのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（関 稔君） ただいまの答弁に対し、質問ございますか。

青木徹君。

○3番（青木 徹君） 実際、国のほうも小中一貫校を進める計画は多いようですが、なかなか現実的にはない。これは前回別の教育長にご質問したときもそうでしたけれども、進めている以上は、幾らかそういう施策もあるやに思います。その新聞紙上でも、スクールバスの充実などが急がれると思いますということが書いてあります。ですから、町にそういう取り組みがある地域には、そういう施策の補助の投資もあると思いますので、そういうものを見据えながらやっていただきたいと思います。そう思いましても、やはり境町としてはなかなかすぐというわけにはいかないと思うのです。教育長とのやはり認識は一緒なのですが、9年の学びの連続性という意味で、学び、育ちの連続性をやはり確保することが、一番には中1ギャップの解消につながると私は思っています。

したがいまして、こんな取り組みをしているところがあります。放課後子ども教室や夏休みを利用したサマークラブなどを行っている自治体があるそうです。これは日ごろ体験できない学習をさせたいという意味で、地域の人が指導者になり講座を開き、スポーツに関しては、中学生がコーチになって小学生に指導してるそうです。中学生がコーチになるということに意義がありまして、中学生にとって小学生に指導することで、自分自身の能力向上や自己肯定観を高める効果があるとされております。ひいては、お兄さんコーチとして小学生に慕われ、児童生徒との交流で、これが中1ギャップの解消につながっているという取り組みをしているそうです。

境町としましても、学びの広場サポートプラン事業というのをやっているそうです。それをお聞きしました。学力向上をこれは目的としている事業であると思います。あくまでも小学生が対象で、大学生のコーチを呼んでということでしたのであれですけども、私も以前提案したことがあります。これは中1ギャップとか関係ないのですが、中学生に、特に3年生に部活が終わった後、夏休み中に塾を開いてはどうかと提案をいたしましたことがあります。そうしたら、教育委員のほかの先生方ですが、先生を経験されている先生ですので、これはそういう形にすると、先生方のテンションが下がると、教える気持ちがなえてしまうのではないかと、私の今までやってきたのは何だろうかという思いがある方もいらっしゃるということで反対されましたけれども、検討の余地はあるなと僕は思いましたので提案はしてまいりましたけれども。その一環として、中学校から小学校に教えに行ったりとか、境町でもそういう取り組みはしているのは聞いております。境町としましてもこのような事業を進めて、小中一貫教育の一助にしていいただければいいのではないかと考えて提案させていただきます。これに関しては再質問はありませんけれども。

続いて、3番目の道徳教育に対しましてです。これは私やはり重要だと思っています。「教育は国家百年の大計である」、こんな言葉は人の受け売りでございますけれども、要するに、成果はすぐに出ないものだと思います。人づくり、まちづくり、国づくりのためには、教育は欠かせないものだと思います。近代の中国において儒教の排除を行い、社会主義に向かって行った結果、最近見ら



れるモラルの低下をもたらしているものだと思います。日本においても戦後の教育の中で、まだ十分に定着していない分野を広げるのであれば、道徳教育であり、そして日本人としての教育であろうと発言される方がおります。私も同感しております。しかし、先ほど申しましたけれども、道徳に関しては学習指導要領の中にも盛り込まれておまして、今までもさまざまな形で指導されていると思っております。ですから、改めて教科化がされるということにしているのかなと思っております。

しかし、教える先生方もやはり問題があります。あちこちで教育長もおっしゃっていました、研修に出させていると、先生方を。お聞きしましたけれども、先生方に果たして共通の認識を持って行っているのだろうか、さらには下村大臣の言うように、教科書を使うのであれば、現在も教科書を使って指導されているという話を聞いております。その指導で解決、その教科書どおりの指導で解決できるのであるかと、そういう心配も持っております。教科書に頼り過ぎて、心の通わぬ指導になりはしないかと思えます。そういったことも含めまして難しい教科であるとは思っております。

教育長もおっしゃっていました。自立した人間を目指して教育の根本にするのだということ、内容をおっしゃっておりました。今までも恐らくキャリア教育など、これは関連して考えられるかどうかわかりませんが、交通安全教育とか防災に関する教育などを通じて、道徳につなげていったのかなと思っております。キャリア教育というのは、やはり自立、社会貢献、自己成長を考える習慣を身につけるものだと思います。仕事に関して、なぜ、どうして、何のために働くのか、意義を考えることや、交通安全教室や防災に関する教育において、命を考える機会を持って道徳につなげてほしいと私は思っております。

別にこういう取り組みをしているところもある。ご紹介しますと、特別支援学校と、小中学校において連携を図るところも出てきていると聞いております。これは共存社会の確立や思いやりの心の教育に効果を発揮しているそうです。

いずれにしても、安倍首相も道徳教育を推奨して、下村文部科学大臣を留任させて後押しするとコメントしておりました、これは紙面上で拝見しましたけれども、教科化というのは時間の問題であろうと思います。評価のできない教科ですので、これはこれからやはり検討の余地も、町としても教育長も考えていただきたいと思っておりますので、ぜひともよろしく願います。これ余り答弁を求めないで進めたいと思っておりますので、教育長と同時に私の意見を述べさせていただいているところであります。

4番目の答弁に関しても、質問の段階で申しましたとおり、英語教育の充実は世間の関心事でもあろうと思っております。注目を集める授業をアピールすることができれば、子育て世帯の移住促進にもなると思っております。ひいては、人口増にもつなげていけるのかなと思っております。そのために民間の事業者の、先ほどベネッセの研修を行っていると聞きましてけれども、そういうものを利用するのもよし、ノウハウを組み込んでいただいて有効な施策にさせていただきたいと思っております。実際英語教育は2020年の本格実施に向けて整備が進められていると聞いております。国としても小学校英

語の教科化の早期実現に向けて取り組んでいると紙面で拝見しました。さらに、外部教員を約2,200人配置して指導体制を強化する目標を立てているそうです。こうして国からも、恐らくそういう指導をできる方々が配置されることも考えられておるでしょうし、これからどんどん進むと思います。率先して境町もやっていただいて、境町の教育の活性化、子供たちの勉強の活性化につなげていってほしいと思っておりますので、ぜひとも教育長には今後とも頑張ってくださいたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

教育関連に関する質問を終わります。

○議長（関 稔君） これで1項目についての質問を終わります。

次に、2項目に対する答弁を求めます。

建設農政部長。

〔建設農政部長 須長 弘君登壇〕

○建設農政部長（須長 弘君） では、私のほうからお答えをさせていただきます。

青木議員の2項目めの米価下落に対する町の新たな対策と取り組みは何を考えているのかとのご質問にお答えをさせていただきます。

実りの秋を迎え、農家にとっては、水稲刈り取り作業に負われている日々でございますけれども、26年産のコシヒカリを基本とした概算金、いわゆる仮渡金ですか、これが全国農業協同組合連合会より先月の末に発表されてございます。60キロ、1俵当たり9,000円、昨年の仮渡金1万1,500円に對しまして、金額で2,500円、率にいたしまして22%の下落となり、私の記憶では約40年ぶりに1万円を下回ったかなというふうに認識をしているところでございます。私自身も農家で生産者でございますので、大変驚いているというのが現状でございます。他の集荷団体であります茨城食糧集荷協同組合、さらには茨城食糧販売協同組合、これに加入する町内の業者さんにおきましても、全国農業協同組合が示した価格での取引がされるというような状況と聞いてございます。

米の下落は、特に生産者の生産意欲を急激に低下させることへの大きな懸念をしているところでございます。しかし、米や麦、大豆等の主要作物とする大規模な普通作経営農家にありましては、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律がございまして、この中でならし対策、いわゆる収入減少影響を緩和する対策、こういうものが講じられておりまして、米と麦、大豆など、普通作経営全体での販売価格の減収に對しまして、減収額の90%を限度といたしまして補填措置が講じられているところでございます。大規模の経営を目指す農家にとっては、ほとんどの方がこの制度に加入をしているというような状況でございます。

ただし、一般の米作農家、これに当たりましては、今年度限りの措置でございますけれども、生産調整の達成を条件といたしまして、ならし以降のための円滑化対策ということで、米だけにつきまして収入減少影響額を緩和する措置、やはりこれも講じられてございます。減収補填額の国の負担金、これの2分の1、90%のうちの75%を国が負担することになってございますけれども、この2分の1を今

年度に限り価格下落の影響緩和対策として交付をされるというようなことになってございます。しかし、加入条件がやはり生産調整の達成者というようなことから、生産調整が自由になったものですから、加入率が低いというようなのが現状でございます。

価格下落に対する町の対策といたしましては、独自の新たな対応というものは大変難しい状況でございますけれども、ハード面での支援対策といたしまして、新たに国が今年度実施を予定しております農業所得の向上を図るための水田フル活用対策によりますところの低コスト生産のための高性能機械の導入、さらには効率流通加工体系の構築を図るための施設の合理化、さらには高収益作物への転換など、総合的に支援するため、攻めの農業を实践緊急対策事業というのが創設されました。これに積極的に取り組むべく、対象となる認定農業者を初めとしまして、担い手農家を対象に啓蒙を行っているところでございまして、現に今月の11日に対象者に対しまして説明会を開催をするというふうなことで予定をしているところでございます。

なお、今後の規模の小さい一般の米作農家への対応といたしましては、国の方針が生産意欲の高い担い手を育成するとの方針からならし対策、いわゆる収入減少影響緩和対策の加入要件、これが認定農業者であることが前提となりますので、この生産意欲の高い認定農業者の育成に積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

また一方では、耕作放棄地の解消へ、農地の集積を図るための農地中間管理事業、それに農業の6次化、こういう各種事業に積極的に取り組みまして、もうかる農業の推進を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（関 稔君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

青木徹君。

○3番（青木 徹君） 米に対してはなかなか、町としては何とか施策を探していただけませんかと何度か聞きに参りましたが、なかなかないということで、特に町の形としては、国の施策の紹介に尽きるという形が多いのだと思います。攻める農業という、今度施策でまいっておりますが、なかなか農家の方に聞きまして、やはり5人集まらないと何とかとか、いろいろ制限が設けられて、なかなかこれは、やはり大きくやっている人は一緒ですので、使うときが。機械を共有しようとしても一緒になってしまうものだから、なかなか利用できないというのが現実みたいで。その協議会を立ち上げていろいろやろうと思っても、やはり制限があるし、時間がかかるし、ではことし安いからどうするのだということやっていたとしても、町としてはなかなかできない。ただ、おこたえすることはいろいろあると思います。その紹介も一つあるのですけれども、その農家のやはり実情に合わせまして、町のほうがあわせてそういう施策を紹介していく、どんどん親身になって、もう少し親身になって考えていただく、それが大切ではないかと思います。

紙面上で調べまして、西川農水大臣の就任会見において、恐らく2014年産米の価格低迷は認識され

ていると思われ中で、農業農村の所得倍増を掲げた自民党の農政改革をもとにした新しい農林水産業、地域の活力創造プランというのがあるそうです。いよいよ実行段階に来たと発言されて、他産業と組み、農家が価格決定権を持つ仕組みをつくっていかねばならないとコメントされておりました。やはり部長のおっしゃるとおり、6次産業化を視野に入れた従来のやり方の継続を促しているように思います。ですので、西川大臣の新しい施策はないのかななんて思っておりますけれども、私が思うには、6次産業化というのは、全ての農家に所得増大させることにおいて有効であるとは余り考えておりませんで、最近では所得の確保のために野菜づくりを始めた新潟の米専農家も出てきたという話も聞いています。シーズンで終わってしまう米の生産ですので、そのあいた時間を野菜づくりに当てて収入をふやしていこうと。ただこれも大変なのです。本当、あいている土地を利用してやるのでしようけれども、田んぼを、この辺は開墾してすぐ次の作をやったりもしますけれども、それも大変な作業なのです。やはり大きな機械も要しますし、そのところどころでいろいろなアイデアを持って農家も頑張っている。それは知っております。ですから、国もそうなのですけれども、町としてももっときめ細かい、細やかな政策を考えて、町としては紹介して、そういうことが必要であると思っております。

先日、安倍首相におかれましては、今後の最大の課題は豊かで明るく元気な地方をつくっていくことだと訓示されて、石破地方創生相も、現場との間に乖離がある限り絶対に共感は得られないと述べられておりました。秋の臨時国会で省庁間の縦割りを廃し、自治体の取り組みを支援する地域再生法改正案を提出する方針を明らかにしているというのを紙面上でお伺いしました。何が申し上げたいかと言いますと、農家に対する支援策も、町とか、地方から意見をここへ高らかに上げていただいて、国のほうに申し上げていただいて、現場に即した対策を提案していただきたいと思っております。町の立場としてなかなか国に上げていくというのは大変だと思っておりますが、それはやはり努力が必要だと思っております。その点でお願いしたいと思っております。

実際、米の買い取り価格におきましても、味のほうは余り加味されておらず、1等、2等というその区分の中で余り味の評価ではないのです。それを味のほうを加味しますと、地方によっては値段の開きが相当出てきてしまうのです。1等であっても相当な値段の開きが出てきてしまう。農家のためにそういうことをやっているのだと思っております。ですから、地域の中に現実的に味の違いがあるために、小売店との中間マージンを省く目的の直接取引、有利販売が行われております、中間マージンを省いて。本当これ言葉は悪いかもしれませんが、末端価格です。実際農家の売る価格と実際消費者が買っている価格が余りにも違い過ぎる。ですから、中間で相当とっているのではないかという、それは貯蔵の仕組みもありますし、それは仕方のないことかと思っておりますけれども。実際買っている価格と農家に添加される価格が違うので、実際に農家の人もそんな時間の余裕やノウハウがないから、不利益をこうむっても安く売ってしまう、そういうことがふえているのだと思っております。

実際これは自分の余談でありますけれども、ことし在庫の米が足りなくなりまして、親戚から低温

保存してあった米を購入して食べました。そうしたら新米のように新鮮でおいしいのです。今になってそんな経験するというのは、恥ずかしながら知りましたが、攻めの農業というか、そういったものを紹介するのであれば、国の施策の予算を宛てがう、紹介をして、農家が低温保存するための補助なんかを行えば、1年を通しておいしいお米を提供して、価格にも添加できるのではないかなと思います。ただ、低温保存するのも、大変なことなのです、予算がかかりますし、施設が必要ですし、電気代がかかりますし。それを添加していくとなると、やはりおいしいお米でないといけないし、やはりそういう紹介の形もいろいろありますので、この辺も踏まえて、町としてもそういうことを考えていただきたいと思います。要望を含めてこういうことを考えていきたいということで、再答弁を求めませんので、こういう形で終わらせていただきます。

次の質問、よろしくお願いいたします。

○議長（関 稔君） これで2項目に対する質問を終わります。

次に、3項目に対する答弁を求めます。

建設農政部長。

〔建設農政部長 須長 弘君登壇〕

○建設農政部長（須長 弘君） 続きまして、3項目めの圏央道建設における生活道路の消失問題の対策と住民の納得いく改善策はとのご質問にお答えをさせていただきます。

圏央道につきましては、議員ご承知のとおり、平成6年度に茨城県全区間が都市計画を決定されて以来、鋭意事業の推進が図られておりまして、2車線の暫定でございますけれども、本町に設けられました境古河インターチェンジ西側区間にありまして、ご存じのように26年度中の供用開始、また東側区間にあって、27年度中の供用開始に向け工事が施工されているところでございます。圏央道の当町の通過延長でございますけれども、7,510メートルとなっております。構造別に見ますと、長井戸沼土地改良区内と境東部土地改良区内の低湿地を主としました高架構造区間、これが2,210メートル、台地における盛り土構造から成る区間、これがやはり5,300メートルというふうな状況でございます。特に高架構造区間にありましては、既存の町道の付け替えする区間が少ない状況にありますけれども、盛り土構造区間におきましては、境古河インターチェンジ西側区間におきまして15カ所の、それから東側にあってもやはり同じく15カ所の付け替えを変更することになっておりまして、変更にあたっては従前の道路が果たしていました機能保障を確保することになっておりまして、機能保障の確保ができない付け替え道路はないというふうに考えてございます。

また、機能確保にあたっては、従来の道路の機能を低下させるような付け替えはないものと考えておりますけれども、従来よりも回り道にしなければならないというような状況など、従前の交通環境とは若干相違をするというようなことにはなるかと思っております。

いずれにいたしましても、これら町道の付け替えにつきましては、道路管理者や境警察署との事前協議がなされ、それを受けまして、ご存じのように沿線行政区を対象といたしました設計説明会、こ

れが16年8月に、また工事に先立ちまして、概要説明会が25年4月と6月に企業者により実施がされているところでございます。その際に提案されたいろいろな課題につきましては、その対応がなされているものというふうに考えておるところでございます。

なお、付け替え工事施行に対しましても、安全の確保が確認された上で実施されているところでございますけれども、供用開始時期が示されまして、その時期が迫っているところから、多くの工事が発注されております。住民の皆様にも不便を来すことも、時にはあろうかと思っておりますけれども、これも一日も早い供用開始を図るためのこととご理解をいただければというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（関 稔君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

青木徹君。

○3番（青木 徹君） 機能保障の面と付け替え説明をやはりやっていたらいいと、それは聞いておりましたので十分だと思っております。ですけれども、質問の段階で申し上げましたけれども、やはり住んでいる人間にとっては、いつも通っている道路がなくなっただけで、やはり違うのだと。実際なくなってみるとそう感じるわけです。私の知っているところでは、いつもそこを通ってきている人が、狭い道ですけれども、近道で来ていたのです。ですけれども、あれっ、なくなってしまったと。それ説明が区のほうになかったわけですから、あるわけのところがないと。その先が狭くて行けないということで、Uターンして、人の家に勝手に入って、何度も何度も、何台も何台も行っている。その家の人からすれば、勝手に家の庭に入ってきてということになります。そこまでは想像もしていなかったでしょうが、ここがなくなっただけでこんなに不便というか、というよりもちょっと頭にくるようなこともあるのかと、考えもしなかったのです。やはり改善して、やはりこれではだめだということで、恐らくこういう声を上げられる方も何人かいらっしやると、私もそういう話でお聞きしまして、こういう質問をさせていただいているのですけれども。

やはり納得のいく改善策というのはないというのが現実でしょうね。やはりずっと住んでいる方で、なれた道ですから、急に变えて環境が変われば、やはり不便を感じるのが現実だと思います。もとに戻せとか、絶対誰も言わないと思えますし、その環境の変化にも対応していけるのが人間だと思っております。でもそれに町も余り甘えていては、そういう人間の本能に甘えていては余りにも無策であると思っております。

ですから、私の提案がございまして、地域によって要望が、道を広げてくれたら、いろいろ要望があるのは聞いています。それもかなり前から出されているのを聞いております。ですが、予算の関係でしょう、執行できていないのがたくさんあるように思っています。それに対して、その地域の要望を聞いていただいて、優先的に行っていったら、地域の方々にも納得していただけるかなと思っておりますので、そういうことはいかがでしょうという提案なのですが。

そこでもう一つ、地域の要望に対しては、地域で練り上げていただいて、極力予算のかからないように提案していったら、役場としてもどうかと思っております。例えば先ほど申し上げた道路の拡幅工事であれば、その土地に係る地権者にあらかじめ提供できるよう、その地域で話し合っていて、計画の段階で委託などの余計な予算を避けて、役場の人間である程度できるようにしてくれば、予算も恐らく半額ぐらいでできるのではないかと。委託料というのも結構あちこちで見えていますので、そのお金がかなりかかっているというのも聞いておりますし、その要望に対してちょっとお聞きしたいのですが、実際応えられるかどうかと、今の予算の規模で話し合いも含めてやっていただけるのかどうか、ちょっとお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（関 稔君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

最終的に、今青木議員が言ったのは、生活圏道路、拡幅できるかできないか、その件です。それでお願いします。それで答弁してください。

建設農政部長、お願いします。

〔建設農政部長 須長 弘君登壇〕

○建設農政部長（須長 弘君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、要望に応えられない箇所、これはかなりございます。その一つの理由の中には、要望はされて、実際地権者調査等に入りますと、相続がされていない、さらには境界が決まっていないというような箇所も多くあります。あとはご存じのように公共下水道とかの住居地になりますと、その事業認可のとれている部分につきましては出戻り工事になりますので、どうしても事業の進捗状況が終えた後というようなことで、繰り延べになるような状況もございます。

また、もう一つ、先ほど議員からありましたように、地元の態勢というような中でも、町といたしましては行政区によっては、では土地は無償で提供しますよというようなこともやっただいていて行政区もございます。また、障害物、ブロック塀等があるものについては、では反対側を広げていただきたいというような場所の協力をいただいているような場所もありますので、ご報告をさせていただきます。

いずれにいたしましても、財政的な部分もございますので、それらを検討しながら、予算計上しながら対応していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（関 稔君） これで青木徹君の一般質問を終わります。